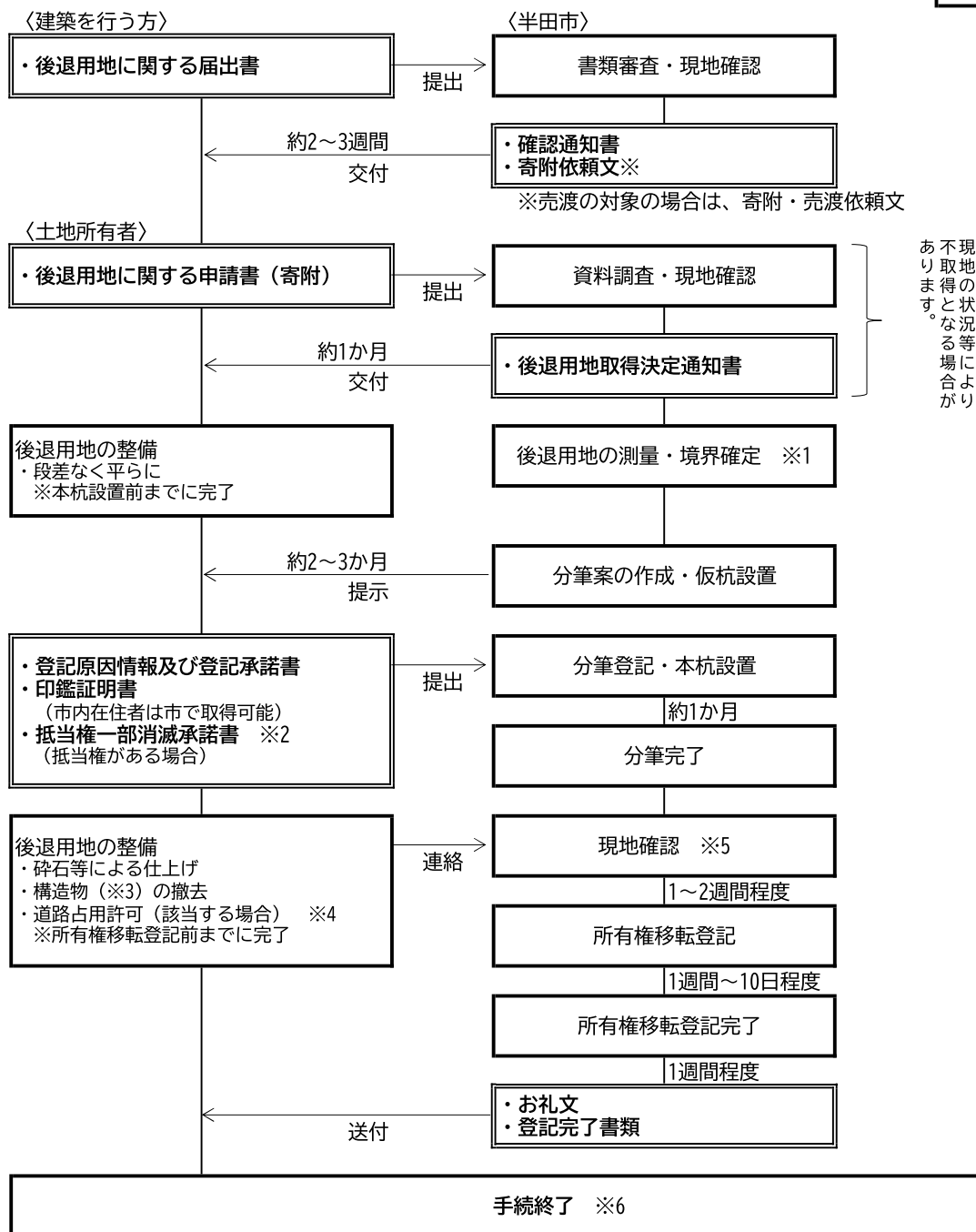


書類

手続き



※1 測量分筆については、予算の都合により翌年度（4月）以降になる場合があります。

土地の境界が未確定の場合は、境界確定から行います。

自己負担で分筆を行う場合は、事前に分筆案を提出し、市の承認を得てから行ってください。

※2 後退用地部分のみ抵当権を抹消するための、金融機関から土地所有者あての承諾書です。

提出できない場合は、分筆後、自己負担で抵当権の抹消登記を行う必要があります。

※3 止水栓、水道メーター、汚水ます、塀、土留めなど

※4 後退用地部分に雨水排水管を埋設する場合は、道路占用許可が必要です。

道路占用許可には、排水管にコンクリート巻きが必要になります。詳細は土木課にお尋ねください。

※5 後退用地部分に構造物や段差がないか、寄附後の官民境界杭があるか、などを確認します。

※6 後退用地の整備は、随時行っていますが、それまでの間移転登記時の状態でお待ちいただくことになります。